

令和4年度職員団体との交渉結果

(技能労務職の給与制度の見直しに係る継続交渉第4回 (県職員労働組合現業評議会))

1 交渉団体

県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長他 (8名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他 (14名)

3 交渉日時及び場所

令和4年10月4日(火) 11:00~17:54 職員会館1階ホール

4 内容

技能労務職給料表の適用を受ける職員の給与制度見直しについて、当局から検討結果を説明した後、協議を行った。

5 交渉概要

(1) 当局検討結果説明 (1回目)

①給料表

勤務成績に応じた昇給機会の確保のため、見直し後の技能労務職5級において、本県行政職5級と同等の号給増設(7号給・3,400円)を行う。

②その他の点

前回交渉で提案したとおりで、新制度の施行は令和5年4月1日。

(2) 協議

	職員団体主張	当局回答
主任技師 及び 技師発令 の廃止	・5級格付けであれば、今後、昇格発令が無い。主任技師・技師発令を受けていない職員もあり、現職者への特例措置として存続してもらいたい。	・主任技師・技師発令は、実質的な通し号俸運用に伴う特例的な措置。 ・一般的な昇任・昇格運用は、勤務成績等に基づき昇任可否を判断し、昇任の場合は職務の級が上がり、上位の職名が発令され、給料表上の昇格メリットが付与される。技能労務職も同様の取扱いとするため、給料表上の昇格に関わらない主任技師・技師発令は廃止する。 ・職務の級の段階に応じた職位・職名を付与することが、組織・人事管理上の基本的な取扱いであり、5級制の給料表の導入に合わせて、令和5年4月に新たな職名付与を検討中。

<p>会計年度任用職員の給料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、国行(二) 1級 20号給相当となっているが、見直し後は1級 17号給となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の給与は、常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき決定することから、基礎号給は、常勤職員の初任給基準に合わせて1級 17号給となる。
<p>給料表の号給増設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・示された内容は、前回の交渉で強く要請した現場職員のモチベーションの維持に配慮した対応であると一定評価はする。 ・これまで到達していた給与水準に届かない、現給保障期間が終わると給料が下がるなど、見直しによる痛手が依然として残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労使合意に向けて再検討した、取り得る精一杯の内容である。
<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給が頭打ちとなる職員、現給保障終了後も引き続き勤務する職員のことを考えると、この内容では合意できない。 ・労使合意をするためにも、今一度検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の時間をいただきたい。

(3) 当局検討結果説明（最終回答）

①見直しの後の技能労務職給与制度の枠組

先程説明のとおり、見直し後の給料表について国行(二) 最高号給より7号給・3,400円の増設を行い、令和5年4月1日から適用する。

②現給保障期間

前回の交渉では、直近の見直しである給与制度の総合的見直しの際に国が講じた措置と同様の3年間を提案したが、その見直しの際に本県が独自に講じた措置と同様の期間である5年間とする。

(4) 組合意見

後日、改めて返事をする。